

狛江市発注工事の入札をする業者の方へ

# ご確認ください

営業所の専任技術者は、現場代理人及び現場に専任制の求められる工事現場の監理技術者等（主任技術者又は監理技術者）になることはできません。

## ●営業所の専任技術者とは・・・

建設業法上、営業所ごとに常勤して、もっぱら請負契約の適切な契約やその履行の確保のための業務に従事することを要する者のことです。

原則的に、営業所に常勤する必要があるため、現場代理人及び監理技術者等になることはできません。



※例外として、次の①～④全てを満たす場合は監理技術者等になることができます。

- ①監理技術者等の専任制が求められない工事
- ②専任技術者の所属する営業所で契約を締結した工事
- ③専任技術者の職務ができる程度の近接した工事現場
- ④営業所と常時連絡が取れる状態



## ●監理技術者等（主任技術者・監理技術者）とは・・・

建設業法上、安全かつ適正な施工を確保するために施工状況を管理・監督する、一定の資格及び経験を有する技術者のことです。下請け金額により、監理技術者もしくは主任技術者をおきます。監理技術者等は、公共性のある施設 もしくは工作物、または多数の者が利用する施設 もしくは工作物に関する重要な建設工事で、請負代金の額が4,000万円（建築一式8,000万円）以上の工事は、工事現場ごとに専任でなくてはなりません。

## ●現場代理人とは・・・

工事を施工する際、受注者の代理人として工事現場に常駐し、工事現場の運営等を行う者です。原則的に現場代理人には当該現場への常駐を求めているため、営業所の専任技術者、他の工事の現場代理人及び監理技術者等とは兼任することができません。ただし、一定の基準を満たす場合、2つの工事の現場代理人を兼任することができます。